

令和元年8月9日

県土整備部技術管理課

043-223-3111

## 週休2日制適用工事の拡大について

県では、働き方改革の実現や職場環境の改善など、将来の担い手確保に向けた取組として、平成27年度から、週休2日制適用工事を試行しています。

令和元年度は、試行対象となる工事を拡大するとともに、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう、「週休2日制適用工事試行要領」を制定し、共通仮設費と現場管理費に加え、労務費や機械経費についても、現場閉所の状況に応じた補正を行い、取組の更なる普及促進を図ります。

### 1 対象工事

県土整備部が発注する工事（営繕関係工事，港湾関係工事は除く）を対象とする。

### 2 実施方法

- (1) 今年度は、「発注者指定型」を70件程度，それ以外を「受注者希望型」とし，特記仕様書に明記する。
- (2) 現場閉所の状況に応じて，労務費，機械経費，共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じ，変更契約する。

#### ■補正係数

	平成30年度		令和元年度		
	4週8休以上		4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	-		1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	-		1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02		1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.04		1.02	1.04	1.05

本試行は、本通知日以降に契約手続きを開始する工事に適用する。

試行要領等は、千葉県ホームページに掲載。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/press/2019/syuukyuu2.html>